

第 2 章

不当労働行為の審査等

第 1 節	不当労働行為の審査	15
第 1 節	概 要	15
第 2 節	不当労働行為救済申立事件一覧	21
第 3 節	事件要録	25
1	命 令	25
2	和解・取下	32
第 2 節	不当労働行為の再審査	35
第 1 節	概 要	35
第 2 節	不当労働行為再審査申立事件一覧	36
第 3 節	行政訴訟	37
第 4 節	労働組合の資格審査	38

第1節 不当労働行為の審査

第1 概 要

1 取扱件数の概要

(1) 取扱件数の概要

令和元年における不当労働行為救済申立事件の取扱件数は24件で、その内訳は、前年からの繰越し12件、新規申立て12件である。これら取扱事件のうち終結は7件で、残り17件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為救済申立事件一覧」参照）。

なお、審査の過程において実施した調査、審問、和解の回数は、調査71回、審問9回、和解2回の合計82回で、月平均すると7回である。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年	27年	28年	29年	30年	元年
		取 扱 件 数	前年からの繰越し	16	11	6	8
	新 規 申 立	13	7	12	11	12	
	計	29	18	18	19	24	
	審 査 回 数 (回) (調査・審問・和解)	105	59	73	57	82	

(2) 救済内容別取扱件数

労働組合が申し入れた団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条2号」）が9件と最も多く、全体の38%を占めている。次いで、団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条2・3号」）が6件で、全体の25%を占めている。以上の2区分で全体の63%を占めている。

表2 救済内容別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		27年	28年	29年	30年	元年
労組法 7条	1号	2	1	-	-	-
	1・2号	3	1	4	2	1
	1・3号	3	2	1	1	1
	1・2・3号	11	8	6	6	3
	2号	9	6	4	5	9
	2・3号	-	-	3	5	6
	3号	1	-	-	-	4
計		29	18	18	19	24

(3) 業種別取扱件数

取扱件数を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が10件で最も多く42%を占め、次いで、「製造業」及び「卸売業、小売業」が各3件で、それぞれ13%を占めている。以上の3区分で全体の67%を占めている。

表3 業種別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		27年	28年	29年	30年	元年
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	1
建設業		1	1	-	-	-
製造業		5	5	3	3	3
情報通信業		-	-	1	1	1
運輸業、郵便業		15	6	8	8	10
卸売業、小売業		3	2	1	2	3
教育、学習支援業		3	2	3	3	2
医療、福祉		1	-	-	-	1
複合サービス事業		-	-	1	1	1
サービス業		1	2	1	1	1
公務		-	-	-	-	1
計		29	18	18	19	24

2 新規申立事件の概要

(1) 救済内容別

令和元年における新規申立件数は12件で、その救済内容別の内訳は、労働組合法「7条2号」及び「3号」が各4件、「2・3号」が2件、「1・2号」及び「1・2・3号」が各1件となっている。

(2) 申立人別

申立人別では、すべてが組合申立てとなっている。

(3) 企業規模別

従業員数による企業規模別の内訳は、「100人以上499人以下」の事業所が5件、「100人未満」の事業所が4件及び「500人以上」の事業所が3件となっている。

(4) 業種別

業種別の内訳は、「運輸業、郵便業」が5件、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「サービス業」及び「公務」が各1件となっている。

表4 新規申立事件の内容の一覧表

(単位：件)

区 分		年	27年	28年	29年	30年	元年
救 済 内 容 別	労 組 法 7条	1号	1	-	-	-	-
		1・2号	1	-	4	-	1
		1・3号	2	-	1	-	-
		1・2・3号	3	3	3	3	1
		2号	6	4	1	4	4
		2・3号	-	-	3	4	2
		3号	-	-	-	-	4
計		13	7	12	11	12	
申 立 人 別	組 合	13	6	12	11	12	
	組 合 ・ 個 人	-	1	-	-	-	
	個 人	-	-	-	-	-	
	計	13	7	12	11	12	
企 業 規 模 別	100人未満	7	2	6	1	4	
	100人～499人	4	3	3	6	5	
	500人以上	2	2	3	4	3	
	計	13	7	12	11	12	
業 種 別	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	
	建設業	1	-	-	-	-	
	製造業	2	3	1	2	1	
	情報通信業	-	-	1	-	1	
	運輸業、郵便業	6	1	6	6	5	
	卸売業、小売業	2	1	-	1	1	
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	
	教育、学習支援業	-	1	2	1	-	
	医療、福祉	1	-	-	-	1	
	複合サービス事業	-	-	1	1	-	
	サービス業	1	1	1	-	1	
	公務	-	-	-	-	1	
計		13	7	12	11	12	

3 終結状況

(1) 終結状況

令和元年の取扱件数24件のうち、終結事件は7件で、その内訳は、「命令・決定」によるものが3件、「和解・取下」によるものが4件となっている。

表5 終結状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	27年	28年	29年	30年	元年
取 扱 件 数			29	18	18	19	24
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	-	2	-	-	1
		一 部 救 済	-	1	1	-	-
		棄 却	1	-	1	1	2
		却 下	2	1	-	-	-
		計	3	4	2	1	3
	和 解 ・ 取 下	関 与 和 解	12	4	6	2	4
		自 主 和 解	-	1	2	3	-
		取 下	3	3	-	1	-
		計	15	8	8	6	4
	合 計			18	12	10	7
翌 年 へ 繰 越			11	6	8	12	17

(2) 不服申立状況

令和元年に発せられた3件の命令のうち、中央労働委員会へ再審査の申立てが行われたものが2件（申立人によるもの1件及び被申立人によるもの1件）あった。なお、この2件のうち1件は不服申立て後に取下げにより確定した。

表6 不服申立状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	27年	28年	29年	30年	元年
命 令 ・ 決 定			3	4	2	1	3
		確 定	1	1	2	-	-
		不 服 申 立	2	3	-	1	2
不 服 申 立 の 内 訳	再 審 査	労	1	1	-	1	1
		使	-	1	-	-	1
		双 方	-	1	-	-	-
	行 政 訴 訟	労	1	-	-	-	-
		使	-	-	-	-	-
		双 方	-	-	-	-	-

(3) 所要日数

令和元年に終結した事件7件の申立てから終結までの平均所要日数は431日となっている。

なお、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間と定めている(平成17年1月24日第1274回公益委員会議決定)。

表7 審査期間別終結件数一覧表

(単位：件)

区分 年	命令・決定			和解・取下			全事件		
	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計
27年	2	1	3 (351日)	12	3	15 (338日)	14	4	18 (341日)
28年	2	2	4 (715日)	7	1	8 (263日)	9	3	12 (413日)
29年	0	2	2 (876日)	8	0	8 (144日)	8	2	10 (290日)
30年	0	1	1 (1,235日)	4	2	6 (376日)	4	3	7 (498日)
元年	2	1	3 (672日)	4	0	4 (251日)	6	1	7 (431日)
計	6	7	13 (686日)	35	6	41 (283日)	41	13	54 (380日)

(注) ()内は平均所要日数である。

第2 不当労働行為救済申立事件一覧

前年繰越分 (12 件)

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
					処理状況		審問回数	
28 (不) 7	組合	卸売業、小売業 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 653	2	団体交渉応諾、文書の 掲示・文書の交付	28. 12. 27	1,023	9 (1)	(審) 杉島、志治 (労) 大久保 (使) 山本(秀)
					棄却 元. 10. 15		2 (2)	
29 (不) 11	組合	教育、学習支援業 503	3 (30. 1. 16 1号取 下)	支配介入の禁止、文書 の掲示	29. 10. 20	513	6 (0)	(審) 成田 (労) 可知 (使) 中西
					全部救済 31. 3. 16		2 (0)	
30 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運 送業) 150	2	団体交渉応諾、文書の 掲示	30. 4. 16	337	6 (2)	(審) 渡部 (労) 大久保 (使) 松井
					関与和解 31. 3. 18		0 (0)	
30 (不) 3	組合	教育、学習支援業 500	2	団体交渉応諾	30. 5. 2	314	7 (3)	(審) 酒井 (労) 畑 (使) 夏目
					関与和解 31. 3. 11		0 (0)	
30 (不) 4	組合	卸売業、小売業 (機械器具小 売業) 150	2	団体交渉応諾、文書の 掲示	30. 6. 18	562	11 (7)	(審) 佐脇 (労) 西野 (使) 工藤→夏目
					係属中		0 (0)	
30 (不) 5	組合	製造業 (金属製品製 造業) 45	2	団体交渉応諾、文書の 交付	30. 7. 6	544	10 (7)	(審) 永井→森 (労) 牧田 (使) 牧野→板倉
					係属中		2 (2)	
30 (不) 6	組合	複合サービス 事業 (郵便局) 193,000	2・3	団体交渉応諾、文書の 掲示	30. 7. 30	479	7 (4)	(審) 成田 (労) 伊藤 (使) 山本(秀)
					棄却 元. 11. 20		2 (2)	

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数	
30 (不) 7	組合	製造業 (窯業・土石製 品製造業)	1・2・ 3・4 (31.3.19 4号追加)	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	30. 9. 18	470	11 (9)	(審) 杉島 (労) 河野→吉田 (使) 吉村
		係属中			0 (0)		0 (0)	
30 (不) 8	組合	運輸業、郵便 業 (道路貨物運 送業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、文書の 揭示	30. 9. 19	126	3 (1)	(審) 渡部 (労) 可知 (使) 牧野
		関与和解 31. 1. 22			0 (0)		0 (0)	
30 (不) 9	組合	運輸業、郵便 業 (運輸に附帯 するサービス 業)	2・3	団体交渉応諾、便宜供 与、文書の揭示	30. 10. 3	455	6 (5)	(審) 佐脇 (労) 西野 (使) 中西→太田
		係属中			0 (0)		0 (0)	
30 (不) 10	組合	運輸業、郵便 業 (運輸に附帯 するサービス 業)	2・3	団体交渉応諾、便宜供 与、他組合との差別取 扱禁止、文書の揭示	30. 11. 7	420	5 (4)	(審) 志治→森 (労) 牧田 (使) 夏目
		係属中			0 (0)		0 (0)	
30 (不) 11	組合	運輸業、郵便 業 (運輸に附帯 するサービス 業)	2・3	団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	30. 12. 21	225	5 (5)	(審) 永井 (労) 伊藤 (使) 工藤
		関与和解 元 8. 2			0 (0)		2 (2)	
		180						
		201						
		1,334						
		110						
		約2,000						

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は令和元年12月末日まで(()内は同年中)の数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

令和元年申立分 (12 件)

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
31 (不) 1	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2・3 (元 5 7 2号追加)	団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の掲示	31. 2. 7 係属中	328	8	(審) 酒井 (労) 可知→近藤 (使) 松井
		222					1 0 8	
31 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2・3 (元 3 20 2号追加)	団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の掲示	31. 3. 4 係属中	303	4	(審) 志治→説田 (労) 畑 (使) 牧野 →山本(衛)
		20					2 0 2	
元 (不) 3	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示	元. 5. 7 係属中	239	5	(審) 渡部 (労) 大久保 →八代 (使) 牧野 →山本(秀)
		2,827					0 0 0	
元 (不) 4	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示	元. 6. 28 係属中	187	2	(審) 成田→井上 (労) 可知→近藤 (使) 吉村
		5					0 0 0	
元 (不) 5	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	3	便宜供与、支配介入の禁止、文書の掲示	元. 7. 25 係属中	160	3	(審) 渡部 (労) 畑 (使) 夏目
		150					0 0 0	
元 (不) 6	組合	医療、福祉 (医療業)	3	労働協約の有効性確認、文書の掲示・文書の交付	元. 9. 13 係属中	110	1	(審) 杉島 (労) 西野 (使) 吉村
		1,030					0 0 0	
元 (不) 7	組合	公務 (地方公務)	2・3	団体交渉応諾、支配介入の禁止	元. 10. 25 係属中	68	0	(審) 酒井 (労) 牧田 (使) 夏目
		1,587					0 0 0	
元 (不) 8	組合	鉱業、採石業、砂利採取業	2	団体交渉応諾、文書の掲示	元. 11. 15 係属中	47	0	(審) 説田 (労) 吉田 (使) 山本(秀)
		180					0 0 0	

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数	
元 (不) 9	組合	製造業 (業務用機械 器具製造業)	1・2・3	不利益取扱いの禁止、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	元. 11. 19	43	0	(審)佐脇 (労)中嶋 (使)夏目
		約50			係属中		0	
元 (不) 10	組合	卸売業、小売 業 (その他の小 売業)	2・3	団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の掲 示・文書の交付	元. 11. 19	43	0	(審)井上 (労)畑 (使)松井
		238			係属中		0	
元 (不) 11	組合	サービス業 (職業紹介・労 働者派遣業)	1・2	団体交渉応諾、文書の 揭示	元. 11. 29	33	0	(審)森 (労)八代 (使)板倉
		400			係属中		0	
元 (不) 12	組合	情報通信業 (放送業)	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	元. 12. 9	23	0	(審)杉島 (労)中嶋 (使)山本(衛)
		39			係属中		0	

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は令和元年12月末日までの数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

第3 事件要録

1 命令

28年(不)第7号 (7条2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人会社が、申立人組合からの平成28年4月1日付けの団体交渉（以下「団交」という。）の申入れに応じなかったことが労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年12月27日に申し立てられた事件である。

2 本件の争点

組合の平成28年4月1日付け団交申入れに対し、会社が同月14日付けで当該団交申入れの理由、趣旨及び目的等を説明するよう求めた対応は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。

- (1) 本件申立ての時点において、組合と会社との間に労使関係はあったか。
- (2) 平成28年4月14日付けの会社の当該対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。

3 主文

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) ア 労組法7条2号において使用者が団交を義務付けられる相手方は、原則として「現に使用者と雇用関係にある労働者」の代表者をいうものであり、このように解するのが同号の「使用者が雇用する労働者」という文言からも適切であるといえる。

また、同号が基礎として必要としている雇用関係には、現にその関係が存続している場合だけでなく、解雇され又は退職した労働者の解雇又は退職の是非やそれらに関する条件等の問題が雇用関係の終了に際して提起された場合も含まれると解される。

さらに、雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題について、雇用関係終了後に、当該労働者の所属する労働組合が団交を申し入れた場合についても、雇用関係がある場合と同様に解すべきである。

- イ 組合の前執行委員長の定年退職以降本件申立てまでの間、会社に組合の組合員がいなかったことが認められることからすれば、組合は会社にとって「現に使用者と雇用関係にある労働者」の代表者とはいえない

また、組合が会社に申し入れた団交の議題が「Y油槽所のロッカー室に保管しているA分会のキャビネットの保管場所及び3号倉庫内に保管しているキャビネットの保管場所について」であったことが認められることからすれば、当該議題は解雇され又は退職した労働者の解雇又は退職の是非やそれらに関する条件等の問題が雇用関係の終

了に際して提起されたものではなく、雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題について雇用関係終了後に申し入れられたものでもないことは明らかである。

そうすると、会社は、組合の団交申入れに対し、団交を義務付けられる相手方ということとはできない。

ウ したがって、本件申立ての時点において、組合と会社との間に労使関係があったということとはできない。

(2) 上記(1)で判断したように、会社は、組合の団交申入れに対し、団交を義務付けられる相手方ということとはできないことから、会社の対応が正当な理由のない団交拒否に当たるかどうかについては判断するまでもない。

(3) 以上のことから、組合の団交申入れに対する会社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。

29年(不)第11号 (7条3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人学院が、申立人組合に対して組合ニュースの教職員用メールボックス（以下「メールボックス」という。）への投函を禁止したこと及び②教育研究に係る活動（以下「教育研究活動」という。）以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことが労働組合法（以下「労組法」という。）7条3号に、③組合の執行委員長らに対して自宅待機命令を発したことが同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成29年10月20日に申立てがなされ、③に係る申立てについては平成30年1月16日に取り下げられた事件である。

2 主文

(1) 学院は、組合が郵便仕分けボックスを介して組合ニュースを配布することを妨げてはならない。

(2) 学院は、組合に対し、下記内容の文書を本命令書交付の日から7日以内に交付しなければならない。

記

当学院が、貴組合に対して平成29年4月3日付けで組合ニュースの教職員用メールボックスへの投函を禁止したこと及び同年6月8日、教育研究に係る活動以外の配布物の教職員用メールボックスへの投函には当学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことはいずれも労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

年 月 日
(組合代表者) 様

(学院代表者)

3 判断の要旨

(1) 学院が組合に対し、平成29年4月3日付けで組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止したことは、労組法7条3号の不当労働行為に該当するかについて

ア 学院は組合ニュースを全面的に禁止したものではない旨主張するものの、学院による平成29年4月3日付けの通知の内容は、その文理上、組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を施設管理規程に違反する行為に該当すると明言して例外なく禁止するものであると解するのが相当であるから、学院は、当該通知により組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止したといえる。

イ 相当長期間にわたり、メールボックスへの投函という配布方法により組合ニュースを受け取っていた学院は、遅くとも組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止するまでには、労使慣行といえるかどうかは別にして、組合に対してその投函を許容し、容認してきたものと評価するのが相当である。

ウ 組合による組合ニュースの配布に当たり、メールボックスへの投函は組合にとって重要な情報伝達的手段であったといえるところ、組合ニュースのメールボックスへの投函が禁止されたことにより、従前と比較して、組合ニュースの配布に係る時間及び労力が大幅に増加したにもかかわらず、約半数の組合員にしか配布できなくなり、現に組合員への情報伝達に支障が生じていたのであるから、組合の活動に大幅な不便や不利益が生じたといえる。

エ 上記イ及びウを併せ考えると、学院が、組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止したことは、長年にわたる取扱いを大きく変更し、組合活動に大幅な不便や不利益を生じさせるものであるから、このような場合には、団体交渉等においてその取扱いの変更の必要性を説明して組合と協議を尽くすことが必要であるところ、学院は、当該禁止について当該禁止以前に組合と一切協議しなかったといえることから、組合と協議を尽くしたということはできない。

オ 学院は、組合ニュースの内容が労働条件に関する内容ではなくなり、個人及び学院の運営に関するひぼう中傷ばかりになってしまったことが施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用したことの理由であり、組合の執行委員長に対する中傷ビラがメールボックスに投函され、組合から調査を求められたことがその契機であることから正当な理由がある旨主張する。

しかしながら、組合ニュースの内容は組合の組合員を含む教職員の労働条件及び処遇に直接関係するもの及び何らかの形で影響を与えると考えられるもの並びに一般的な組合活動に関するものであるといえ、組合ニュースの表現は個人及び学院の運営に関するひぼう中傷とまではいえず、また、組合の執行委員長に対する中傷ビラがメールボックスに投函され、組合から調査を求められたことを施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用するようになった契機ということもできないことから、施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用したことに正当な理由がある旨の学院の主張には合理的な理由がなく採用できない。

カ 学院が組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止した時期の労使関係は、訓告をめぐり、組合と学院との間に緊張感が高まっていたことをうかがうことができることから、相当悪化していたといえる。

キ 以上より、学院が組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止したことは、長年にわたり許容し、容認してきた取扱いを大きく変更し、その取扱いに一方的な制限を加えようとするもので、組合活動に大幅な不便や不利益を生じさせるものであるにもかかわらず、学院は、事前にその取扱いの変更について組合と協議を尽くさず、また、合理的な理由もなく当該行為を行ったものであって、さらに、学院の当該行為が、組合と学院との関係が相当悪化していた時期に行われたことに鑑みれば、組合の組合活動を制限することを意図した支配介入であるというべきである。

ク よって、学院が組合に対し、平成29年4月3日付けで組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止したことは、労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

(2) 学院が、平成29年6月8日、教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことは、労組法7条3号の不当労働行為に該当するかについて

ア 学院が教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことは、組合が組合ニュースをメールボックスに投函するに当たり学院の許可を得る必要があるとするものであって、学院の一存により、上記(1)ウで判断したように組合による組合ニュースの配布に当たり重要な情報伝達の手段であったメールボックスへの投函を禁止して組合の活動に大幅な不便や不利益を生じさせることを可能にするものであるから、組合活動に大きな影響を及ぼすものであるといえる。

イ 上記(1)イで判断したとおり学院は組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を許容し、容認してきたのであるから、学院が教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことは、長年にわたる取扱いを大きく変更し、組合活動に大きな影響を及ぼすものであるから、団体交渉等においてその取扱いの変更の必要性を説明して組合と協議を尽くすことが必要であるところ、学院は、団体交渉で学院の決定を一方的に伝えたにすぎず、組合と協議を尽くしたとはいえない。

ウ 学院は、組合ニュースの内容が労働条件に関する内容ではなくなりひぼう中傷のビラになってしまったこと及び組合の執行委員長に対する中傷ビラがメールボックスに投函されたことにより施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用せざるを得なくなったもので、正当な理由がある旨主張するが、次の理由により、当該主張には合理的な理由がなく採用できない。

(ア) 上記(1)オで判断したとおり、組合ニュースの内容は組合の組合員を含む教職員の労働条件及び処遇に直接関係するもの及び何らかの形で影響を与えると考えられるもの並びに組合活動に関するものであるといえ、組合ニュースの表現は個人及び学院の運営に関するひぼう中傷とまではいえないことから、学院が、組合ニュースの内容及び表現を施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用する理由とすることは、その根拠を欠くものである。

(イ) 学院は、平成29年4月3日付けの通知から同年6月8日に教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたまでの約2か月の間にメールボックスへの投函に係る取扱いを変転させたうえ、当該投函に係る許可の基準を示すこともしていないといえ、このことから、メールボックスの使用に係る取扱いの方針が確固とした内容でないまま当該掲示により意見を明らかにしたと言わざるを得ず、これに、上記(1)クで判断したとおり、平成29年4月3日付けの通知が不当労働行為に該当するといえることを併せ考えれば、当該掲示が組合ニュースだけでなく教育研究活動以外の配布物を対象としていることを考慮に入れてもなお、学院による当該掲示により意見を明らかにした理由は、組合が組合ニュースをメールボックスに投函する前に当該組合ニュースを学院の事前判断にかからしめ、学院の恣意により組合の当該行為を阻止しようとする意図で行われたものと推認するのが相当であるといえる。

したがって、組合の執行委員長に対する中傷ビラのメールボックスへの投函を施設管理規程ないし経理規則を厳格に適用する理由であるということとはできない。

エ 学院が教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにした時期の労使関係は、学院が組合による組合ニュースのメールボックスへの投函を禁止した時期から改善していたとまではいえない。

オ 以上より、学院が平成29年6月8日の掲示により教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると意見を明らかにしたことは、組合の活動に大幅な不便や不利益を生じさせることを可能にするものであるとともに、長年にわたる取扱いを大きく変更するものであるにもかかわらず、学院は、事前にその取扱いの変更について組合と協議を尽くさず、また、合理的な理由もなく当該行為を行ったものであって、さらに、学院の当該行為が、組合と学院との関係が相当悪化していた時期に行われたことに鑑みれば、組合の組合活動を制限することを意図した支配介入であるというべきである。

カ 学院は、組合の決算報告等重要な事項を報告する組合ニュースがメールボックスに投函されていないことから、組合はメールボックスを利用する場合と利用しない場合を適宜使い分けているとして、メールボックスの存在が必要不可欠ということもない旨主張するが、組合による組合ニュースの配布は全てメールボックスに投函する方法により行われていたと認められるのであるから、学院の当該主張はその前提を欠き、採用できない。

キ よって、学院が、教育研究活動以外の配布物のメールボックスへの投函には学院の許可が必要となると掲示により意見を明らかにしたことは、労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

30年(不)第6号 (7条2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人会社のB局長が、申立人組合からの平成30年3月15日付けの団体交渉（以下「団交」という。）の申入れに対し、団交会場として第三者所有の部外施設（以下「第三者施設」という。）の使用料を労使折半とすることに固執してこれに応じなかったことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号及び3号に該当する不当労働行為であるとして、同年7月30日に申し立てられた事件である。

2 本件の争点

B局長の対応は、組合からの平成30年3月15日付け団交申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）を拒否したと評価できるか。B局長の当該対応は、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に当たるか。

3 主文

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) 組合からの本件団交申入れに対してB局長は、組合からの11項目の要求について事前に回答を送付し、組合側の要望である当該要求の全てを団交の議題とすること及び出席者の数について了承し、平成29年に締結した和解協定に基づき団交会場となる第三者施設について団交時間として2時間確保できる予約可能日を調べた上で3か所の施設を候補として挙げたといえる。また、同局長は、団交会場となる第三者施設の使用料について組合に対して労使折半を求めながらも、1時間当たりの使用料が定められている施設における団交が1時間以内であった場合にはその全てをB局の負担とすることを提案しており、当該提案の趣旨について同局の総務部長が団交を何回重ねても1時間分であれば同局が毎回負担する趣旨である旨証言していることを踏まえれば、組合に当該使用料の負担が生じることなく団交を開催できる可能性のある提案をしたといえる。

これに対し、組合は、組合のA執行委員長が第三者施設の使用料を労使折半するということがそのものが組合の団体交渉権をないがしろにするものと考えている旨及び社外で団交を開催するならば使用料を会社側が全額負担をしなければならないという方針を会社が認めない限りは組合として団交はしないという方針だった旨証言しているように、第三者施設の使用料に係る労使折半を受け入れることはできないという考え方に基づいて、本件団交申入れ以降になされた同局長からの第三者施設の使用料に係る提案を全て拒否したといえる。

以上を総合的に勘案すれば、同局長の一連の対応は、組合からの第三者施設の使用料も含めた様々な条件について譲歩できるところは譲歩する姿勢を示して本件団交申入れに係る団交の開催に向けて合意達成の可能性を模索していたもので、真摯な対応であったと評価するのが相当である。

(2) したがって、B局長の対応は、組合からの本件団交申入れを拒否したとはいえ、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に当たらない。

2 和解・取下

30年(不)第2号 (7条2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、申立人からの平成29年4月17日付け、同年11月24日付け、同月26日付け、平成30年1月30日付け、同年2月26日付け、同年3月20日付け及び同月22日付け団体交渉申入れに応じなかったことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年4月16日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

平成31年3月18日第6回調査において、申立人執行委員長Aの賃金の年額2万円の引上げ等を議題とする団体交渉を開催すること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

30年(不)第3号 (7条2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、申立人からの平成30年3月31日付け団体交渉申入れに応じなかったことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年5月2日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

平成31年3月11日第7回調査において、申立人及び被申立人は平成26年12月22日付け和解協定書に基づき団体交渉を行うことを内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

30年(不)第8号 (7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成30年4月6日、運転する車両にネームプレートを装着するよう指示を受けた申立人組合員Aがこれを拒否したことに対し、「好きにしたら」と発言したことが労働組合法7条3号に、②同年7月7日の団体交渉において、ボーナス制である申立人組合員の基本給を給与制と同等の扱いにする旨の同年5月19日の合意について言を翻したこと、昇給・賞与の査定基準について全く具体的に述べなかったこと、個人情報保護委員会のネームプ

レートへの装着に対する見解について被申立人の立場を明らかにしなかったこと及び申立人組合員Bの洗車中の労災事故について業務が終了した後に洗車は想定されている旨の虚偽を述べたこと、③同年7月31日の団体交渉において、同人の労災事故に係る労使の過失割合について協議を拒否したこと並びに④同年9月15日の団体交渉において、同人の労災事故に係る損害賠償の責任比率と賞与・昇給の算定の是非の議論を区別できずに議論を混乱させて交渉議題について理解していないことを認める発言をしたことが同条2号に、⑤同年7月20日の労使折衝において、「運賃を貰っている拘束時間中に洗車することは許されない」、「申立人組合員Bの洗車はダイヤ違反」等と虚偽を述べて同人の労災事故に係る損害賠償金を支払わなかったことが同条2号及び3号に、⑥同日、申立人組合員Aに対して賞与のマイナス査定を行ったこと、申立人組合員Bに対して労災事故を理由に賞与をカットしたこと及び17人の申立人組合員に対して賞与のプラス査定を行わなかったことが同条3号に、⑦「ユニオンに入っていたり足を引っ張ったりする奴は給料を下げる」と従業員の前で発言したことが同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年9月19日に救済が申し立てられ、その後、⑧同月15日の団体交渉において、申立人組合員Cの交通事故に係る取扱いについて虚偽を述べて「こうなった以上はもう支援できない」と発言したこと及び⑨同年10月13日の団体交渉で虚偽の発言を繰り返したことが、いずれも同条1号ないし3号に該当する不当労働行為であるとして、同月16日に追加申立てがなされた事件である。

2 終結状況

平成30年11月30日第2回調査において、申立人組合員Bの労災事故に係る損害賠償について関与和解が成立し、同人に関する申立てについては同日取り下げられ、平成31年1月22日第3回調査において、団体交渉等で昇給と賞与の査定基準について疑義が生じることのないように具体的に説明・協議すること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

30年(不)第11号 (7条2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人が被申立人の各料金所宛てに送付した労働組合ニュースを回収し、申立人の許可なく破棄したこと、②申立人が提出した組合掲示板の設置許可申請書を紛失し、平成30年5月16日の団体交渉まで当該紛失について隠蔽したこと、③同団体交渉において、議題となった組合掲示板の設置、今後の組合活動等については団体交渉ではなく「労使協議の場」で取り扱うものである旨述べたこと、④同団体交渉後、申立人が期限を定めて同団体交渉の回答方法について連絡するよう求めたが当該期限までに返答しなかったこと、⑤申立人の上部団体から申立人宛てに送付された郵便物を申立人執行委員長Aの許可なく開封したこと、⑥申立人が同年6月4日付けで申し入れた団体交渉申入書を紛失したこと、⑦同月22日の

団体交渉において、労働組合が会社の中に存在する組織であることを認めない旨述べたこと、⑧申立人が同年10月2日付けで申し入れた掲示板の設置許可、勤務明けの研修、パート社員の働き方等を議題とする団体交渉について、団体交渉ではなく労使協議会としたい旨述べたこと、⑨同年11月28日の申立人と被申立人との話し合いにおいて、申立人の上部団体が労働委員会について説明したところ、救済申立てを止めるよう述べたことが、いずれも労働組合法7条2号ないし3号に該当する不当労働行為であるとして、同年12月21日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

令和元年7月22日第2回和解において、団体交渉を申し入れる場合は申入書に協議事項を具体的に記載することを始めとする団体交渉のルールに関する合意事項等を内容とする関与和解が成立し、本件は同年8月2日取り下げられた。

第2節 不当労働行為の再審査

第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申し立てをすることができる（労働組合法第27条の15）。

当委員会の交付した命令に対する再審査事件として、この規定によって令和元年に中央労働委員会に係属している事件は6件で、その内訳は、前年から引き続き係属したものが4件、新規に申し立てられた事件が2件である。これらの係属事件のうち、終了したものは1件で、残り5件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為再審査申立事件一覧」参照）。

表1 再審査事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分	27年	28年	29年	30年	元年
係 属 件 数	5(2)	7(2)	5(1)	5(1)	6(1)
前年からの繰越	4(2)	3(1)	5(1)	4(1)	4
新 規 申 立	1	4(1)	-	1	2(1)

(注) () 内は、終了件数を示し、内数である。

第2 不当労働行為再審査申立事件一覧

前年繰越分（4件）

中央労働委員会 事件番号 初 審 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
21(不再)14	初審 被申立人	卸売業、小売業 約670	2	21. 3. 9 一部救済	21. 4. 1	3,927	係属中
17(不) 4				21. 3. 18			
28(不再)53	初審 申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 5	1,183	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			
28(不再)54	初審 被申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 6	1,182	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			
30(不再)57	初審 申立人	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業) 15,000	1・2・3	30. 10. 19 棄却	30. 11. 8	419	係属中
27(不) 6				30. 10. 26			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は令和元年12月末日までの数字である。

令和元年申立分（2件）

中央労働委員会 事件番号 初 審 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
30(不再)13	初審 被申立人	教育、学習支援業 503	3	31. 3. 8 全部救済	31. 4. 1	180	取下げ
29(不)11				31. 3. 16	元. 9. 27		
元(不再)53	初審 申立人	卸売業、小売業 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 9,030	2	元. 10. 7 棄却	元. 10. 21	72	係属中
28(不) 7				元. 10. 15			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は令和元年12月末日までの数字である。

第3節 行政訴訟

労働委員会の命令の交付を受けたときは、申立人は6か月以内に、被申立人は再審査の申立てをしない場合に限って30日以内に、それぞれ裁判所に命令の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

この規定によって当委員会の交付した命令に対する行政訴訟事件として令和元年中に裁判所に係属した事件はない。直近では、平成27年8月26日付けで発した平成25年(不)第21号事件の棄却命令に対し、平成28年1月29日に申立人より取消しの訴えが提起(名古屋地裁平成28年(行ウ)第14号)されたが、平成30年4月13日に訴えが取り下げられ、事件が終了した。

表1 行政訴訟事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区分		27年		28年		29年		30年		元年	
		係属件数		4(3)		1		1(1)		-	
最高裁	繰越	-	-	2(2)	-	-	-	-	-	-	
	新規	-	-		2(2)		-		-	-	-
高裁	繰越	1	-	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-	
	新規		1		-		-		-	-	
地裁	繰越	1(1)	1(1)	1	-	1	1	1(1)	1(1)	-	
	新規		-		1		-		-	-	

(注) 1 () 内は、終結件数を示し、内数である。

2 平成28年の最高裁の2件の内訳は、平成28年に高裁で終結した一つの事件に対し、民事訴訟法第312条の規定に基づく上告及び同法第318条の規定に基づく上告受理申立てがなされたものである。

第4節 労働組合の資格審査

令和元年における資格審査の取扱件数は42件で、その内訳は、前年からの繰越し12件、新規申請30件である。

新規申請分を事由別にみると、委員推薦に伴うものが18件、不当労働行為救済申立てに伴うものが12件となっている。

表1 申請事由一覧表

(単位：件)

区分 年	委員推薦	不当労働 行為	法人登記	職業安定法	労働協約 拡張適用	計
27年	18	30(17)	3	-	-	51(17)
28年	-	19(11)	1	-	-	20(11)
29年	17	18(6)	1	-	-	36(6)
30年	-	19(8)	2	-	-	21(8)
元年	18	24(12)	-	-	-	42(12)

(注) ()内は、前年からの繰越し件数を示し、内数である。

処理区分の内訳は、資格審査の結果、適合と決定されたものが21件、不当労働行為救済申立事件が和解等で終結したために打ち切りとなったものが4件で、残り17件が翌年に繰り越された。

表2 処理区分一覧表

(単位：件)

区分 年	適合	不適合	却下	取下	打切	翌年へ 繰越	計
27年	24	-	-	-	16	11	51
28年	4	-	-	-	10	6	20
29年	20	-	-	-	8	8	36
30年	3	-	-	-	6	12	21
元年	21	-	-	-	4	17	42